

中部地方整備局告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年七月十九日

中部地方整備局長 金井 道夫

第1 起業者の名称 三重県

第2 事業の種類 県道三木里インター線新設工事（三重県尾鷲市三木里町字木場地内から同町字ガケノ前地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 三重県尾鷲市三木里町字木場、字向井山、字下野谷、字杉ノ本及び字ガケノ前地内
- 2 使用の部分 三重県尾鷲市三木里町字木場、字向井山、字下野谷、字杉ノ本及び字ガケノ前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県尾鷲市三木里町字木場地内から同町字八夕地内までの延長1,463mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道三木里インター線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

三木里インター線（以下「本路線」という。）は、三重県尾鷲市三木里町字里地内を起点、同町字八夕地内を終点として、道路法第7条の規定により三重県知事が県道に認定した路線であり、三重県は、同法第15条の規定により

本路線を管理する者であることから、起業者である三重県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

本路線は、三重県尾鷲市三木里町字里地内の一般国道311号（以下「311号」という。）と市道三木里停車場線の接続部を起点とし、同町字八夕地内の三木里インターチェンジ（仮称）に至る延長1,840mの路線であり、起点から同町字木場地内までは既設の市道三木里停車場線と重複している。本路線は、三木里インターチェンジ（仮称）において、現在尾鷲南インターチェンジ（仮称）から三木里インターチェンジ（仮称）まで施工中の一般国道42号熊野尾鷲道路（以下「熊野尾鷲道路」という。）に連結することにより、三重県尾鷲市三木里町地区（以下「三木里町地区」という。）と尾鷲市中心部を結ぶ交通網の一部を形成する道路となるものである。

三木里町地区から尾鷲市中心部へ至る道路は、311号（同市九鬼町経由）及び一般国道42号（以下「42号」という。）を通行するルート並びに311号（同市賀田町経由）県道賀田港中山線及び42号を通行するルートがあるが、ともに地形的な理由から海岸沿いを迂回するルートとなっているところ、大半の区間が異常気象時において落石等のおそれがあることから通行規制区間とされている。平成12年度から平成16年度までの5年間の記録によれば、311号尾鷲市九鬼・三木里間で計7回約96時間、311号尾鷲市九鬼・南浦間で計8回約100時間、311号尾鷲市三木里・梶賀間で計4回約26時間、42号尾鷲市大字矢ノ浜・熊野市飛鳥町字大又間で計9回約83時間通行が規制されている状況にある。また、異常気象時にはJR紀勢本線の列車も運転休止となる場合がある。

本件事業の完成により、三木里町地区から尾鷲市中心部へ至る道路として、本路線、熊野尾鷲道路及び42号を通行する新しいルートが確保されることから、走行時間の短縮、異常気象時における通行規制区間を回避した自動車交通の確保が可能となり、地域住民等の利便性の向上及び災害時の輸送路の確保が図られることが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を下回

るものと推測され、本件事業が環境に及ぼす影響は小さいと考えられている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

失われる利益

起業者が任意で行った調査によると、本件区間内の土地には、事業実施に際し回避すべき生物生息環境は見受けられないとされている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、走行時間の短縮、異常気象時における通行規制区間の回避を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画の基本的内容は、平成11年6月11日に告示された都市計画の内容と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、三木里町地区から尾鷲市中心部へ至る道路は、地形的な理由から海岸沿いを迂回する通行規制区間のあるルートとなっていることから、できるだけ早期に地域住民等の利便性の向上等を図る必要があると認められる。

なお、本路線は、三重県が策定した「新道路整備戦略」～地域の新たな絆づくり～(平成15年10月)において、重点整備箇所のうち前期完成箇所(平成15～19年)の一つとして位置づけられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県尾鷲市役所